

第11次労働災害防止推進計画

岐阜労働局 労働基準部 安全衛生課

第11次労働災害防止推進計画(目次)

I 計画のねらい	1
II 労働災害の現状と課題	1
1 労働災害発生状況及び課題等	1
(1) 第10次労働災害防止推進計画の目標達成状況	1
(2) 第10次防期間中の業種別労働災害発生状況と課題等	2
ア 製造業	2
イ 建設業	2
ウ 陸上貨物運送事業	2
エ 林業	3
オ 第三次産業	3
(3) 事業場規模別発生状況と課題	3
(4) 年齢別発生状況と課題	3
(5) 特定災害別発生状況と課題	4
ア 機械に係る労働災害	4
イ 交通労働災害	4
ウ 火災・爆発災害	4
2 労働者の健康確保を巡る状況と課題	4
(1) 第10次防の目標達成状況	4
(2) 職業性疾病の発生状況等と課題	4
ア 過重労働による健康障害及び精神障害の発生状況等	4
イ じん肺の発生状況	5
ウ 職業性疾病(じん肺を除く。)発生状況	5
エ 化学物質等による健康障害の発生状況	5
オ 産業保健活動及び快適職場づくり等にかかる状況	6
3 安全衛生管理全般を通じた課題等	6
(1) 危険性又は有害性等の調査等(リスクアセスメント)及びそれに基づく対策の 実施状況等	6
(2) 企業等における「安全文化」の定着促進	6
(3) 多様化する雇用形態等に対応した安全衛生管理体制の確立	7
III 計画の基本的姿勢等	7
IV 計画の期間	7
V 計画の目標	7

VI 目標達成に向けた労働災害防止対策の推進	8
1 自主的な安全衛生活動の促進に向けた対策	8
(1) リスクアセスメント等の導入の促進等	9
(2) 労働安全衛生マネジメントシステムの活用等	9
(3) 安全衛生委員会等の活性化等の促進	9
2 死亡災害撲滅に向けた対策	9
3 労働災害の大幅減少に向けた対策	10
(1) 災害多発作業等に着目した労働災害防止対策	10
ア はさまれ・巻き込まれ災害防止対策等の推進	10
イ 墜落・転落災害防止対策の推進	10
ウ 交通労働災害防止対策の推進	10
(2) 災害多発業種における労働災害防止対策	11
ア 製造業における労働災害防止対策の推進	11
(ア) リスクアセスメントの普及促進	11
(イ) 「機械の包括的な安全基準に関する指針」等の徹底	11
(ウ) 就業形態の多様化等に対する対応	11
(エ) 事業者団体等との連携	11
イ 建設業における労働災害防止対策の推進	11
(ア) 元方事業者による統括管理の充実	12
(イ) 専門工事業者の安全管理能力等の向上	12
(ウ) 発注者による安全衛生への配慮の促進等	12
(エ) 墜落・転落災害防止対策等の強化等	12
ウ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策の推進	12
(ア) 交通労働災害防止対策の推進	12
(イ) 荷役作業に係る墜落・転落災害防止対策の強化	13
エ 林業における労働災害防止対策の推進	13
オ 第三次産業における労働災害防止対策の推進	13
(ア) 労働災害多発業種等の対策の推進	13
(イ) リスクアセスメントの実施促進	13
(ウ) 交通労働災害防止対策の推進	13
4 労働者の健康確保対策の推進	13
(1) 職業性疾病等の予防対策	13
ア 粉じん障害防止対策	13
イ 職業性疾病(じん肺を除く。)防止対策	14

ウ	化学物質等による健康障害対策	14
	(ア) 石綿障害予防対策	14
	(イ) 化学物質等による労働災害の防止対策	14
(2)	過重労働による健康障害防止及びメンタルヘルス対策	15
	ア 過重労働による健康障害防止対策	15
	(ア) 長時間労働の抑制	15
	(イ) 面接指導の徹底等	15
	イ メンタルヘルス対策	15
	(ア) 相談体制の整備	15
	(イ) 事業場外資源との連携の促進	15
	(ウ) 職場復帰のための対策の推進	16
(3)	労働者の健康づくり及び快適職場形成の推進	16
	ア 産業保健活動の活性化	16
	(ア) 産業医、衛生管理者等の的確な選任の推進	16
	(イ) 産業保健活動の充実	16
	イ 快適職場づくり対策	16
5	安全衛生管理対策の強化等	17
	(1) 中小規模事業場対策の推進	17
	(2) 就業形態の多様化等に対する対策	17
	ア 雇入れ時の安全衛生教育の徹底	17
	イ 製造業の元方事業者による作業間の連絡調整等の徹底	17
	(3) 高年齢労働者対策の推進	17
6	労働災害防止団体等との連携等	18
	(1) 労働災害防止団体等の活動の強化	18
	(2) 関係行政機関等との連携	18
	(3) 各対策の計画的な実施等による的確な対策の推進	18

第11次労働災害防止推進計画

I 計画のねらい

労働者の安全と健康の確保が図られた働きやすい職場環境の実現は、労働者自身のみでなく、労働者の家族、事業場にとっても大切な課題である。

事業場の生産活動が優先され、労働者の安全と健康が損なわれることはあってはならないことであり、事業者は常にこのことに配慮しつつ事業活動を行う必要がある。

また、労働者は自らの身体の安全と健康の確保を図るため、事業場における安全衛生活動に対する理解を深め、かつ、積極的に参加していくことが求められる。

労働安全衛生法(昭和47年法律第37号)は、事業者が法に定められた最低基準を守るのみでなく、積極的に快適で働きやすい職場環境の実現に努めることを定める一方、労働者についても同様に、法令の遵守にとどまらず、事業者等が実施する労働災害防止のための措置に協力するよう努めることを定めることにより、この考え方をより明確に表している。

この考えに基づき、事業者、労働者及び関係行政機関等が一体となって、労働災害防止対策を総合的・計画的に推進するには、国等が今後実施する施策等及び労使や関係機関等が長期的な観点から実施すべき安全衛生対策の具体的内容等を明確にし、中長期的な計画等を策定することにより、労使等の自主的な安全衛生に対する取組等の促進につながることを期待できる。

このため、厚生労働省において過去10次にわたり労働災害防止計画を策定してきたところであるが、今般、平成20年度を初年度とする「第11次労働災害防止計画」が策定・公表された。

本推進計画は、これらの趣旨を踏まえ、企業等における労使が一体となった安全衛生活動が積極的に実施され、快適で働きやすい職場環境等の実現に向けた取組が積極的に行われることにより、県内全体の安全衛生活動水準の向上が図られるよう、第11次労働災害防止計画に示された考え方等を基本としつつ、岐阜県内における労働災害防止に向けた具体的実施事項等を5か年計画として示したものである。

II 労働災害の現状と課題

1 労働災害発生状況及び課題等

(1) 第10次労働災害防止推進計画の目標達成状況

岐阜県における労働災害の発生状況をみると、第9次労働災害防止推進計画(以下「9次防」という。)期間中(平成10年～平成14年)に発生した休業4日以上之死傷者数(以下「死傷者数」という。)14,380人に対して、第10次労働災害防止推進計画(以下「10次防」という。)期間中(平成15年～平成19年)の死傷者数は、12,751人と、11.3%の減少にとどまり、計画目標である「総発生件数の20%減少」の達成には至っていない。

また、死亡災害については、9次防期間中の死亡者数は185人であったが、10次防期間中の死亡者数は154人と、16.7%の減少にとどまったものの、基準年である平成14年の死亡者数34人に対し、平成17年は27人、平成18年は26人、平成19年は20人と、近年は30人を下回っていること、また、平成17年以降は毎年過去最低を更新している状況にあることから、「死亡者数の大幅な減少」には一定の成果がみられ

た。

さらに、計画期間最終年の平成19年には「年間30人を大きく下回る」結果となったことを考慮すると、概ね目標を達成したと言える。

(2) 第10次防期間中の業種別労働災害発生状況と課題等

ア 製造業

製造業における10次防期間中の死傷者数は5,061人と、9次防期間中の同数(6,012人)に対し、13.2%の減少となった。

しかし、平成19年の全死傷者数2,519人のうち、製造業は1,017人と、全体の40.4%を占めており、製造業に対する労働災害防止対策の推進が重要である。事故の型別で見ると、「はさまれ・巻き込まれ」災害が全体の34.7%を占めており、「切れ・こすれ」災害と合わせると、製造業における死傷災害の46.4%に達している。

また、「転倒」災害、「墜落・転落」災害も多発しており、両者を合わせると製造業の死傷災害の22.6%を占める。

起因物別で見ると、「金属加工用機械」、「一般動力機械」等の動力機械による災害が3割近くを占めており、次いで「建築物・構築物」による災害が多い。

このほか、派遣労働者の災害のうち、製造業の派遣先で発生した災害の割合が80%(平成16～19年)にも達しており、製造現場における混在作業中の労働災害の増加が今後懸念される。

イ 建設業

建設業における10次防期間中の死傷者数は、2,176人と、9次防期間中の同数(3,186人)に対し、31.7%の減少となった。

しかし、10次防期間中の死亡災害のうち、建設業は37%(57名/154名)を占めており、依然として建設業に対する労働災害防止対策の推進が重要である。

事故の型別で見ると、「墜落・転落」災害が死亡災害の45.6%、死傷災害の40%を占め、特に、木造家屋等低層住宅建築工事の死亡災害は、「墜落・転落」災害となっていることから、これらの災害を防止するための対策の推進が必要である。

また、死亡災害のうち「交通事故」、「崩壊・倒壊」災害を合わせると、全体の約3割を占める状況にあること、木造家屋等低層住宅工事業においては、「木材加工用機械」による死傷災害が多発傾向(22.0%)にあることから、これらの災害を減少させる対策の推進が求められる。

起因物別で見ると、「仮設物・建築物・構築物等」が全体の28.9%を占めており、事

故の型別の発生状況と合わせて考えると、「仮設物・建築物・構築物等」からの「墜落・転落」災害が多発していることが容易に推定される。

さらに、トンネル建設工事業においては、10次防期間中の毎年、じん肺症の新規有所見者が発生しており、労働者の粉じん障害を防止するための対策の推進が必要である。

ウ 陸上貨物運送事業

陸上貨物運送事業における10次防期間中の死傷者数は、1,301人と、9次防期間中の同数(1,316人)に対し、1.1%の減少となった。

事故の型別でみると、「交通事故」が死亡災害の69.2%を占めるほか、死傷災害では「墜落・転落」災害が27.1%を占めるなど、多発傾向にあり、これらの災害を減少させるための対策の推進が必要である。

起因物別でみると、トラック、フォークリフト等の「動力運搬機」等が死傷災害の41.1%、次いで「仮設物・建築物・構築物等」が13.2%を占めており、事故の型別の発生状況と合わせると、トラック等に乗車中の「交通事故」及びトラック、フォークリフト等を利用した荷等の積卸し時の「墜落・転落」災害等が多発しているものと考えられることから、これらの災害を防止するための対策の推進が課題となる。

エ 林業

林業における10次防期間中の死傷者数は、563人と、9次防期間中の同数(747人)に対し、24.6%の減少となった。

事故の型別でみると、「切れ・こすれ」が全体の34.8%を占めており、起因物別では、チェーンソーや刈払機等の「木材加工用機械」が全体の27.9%を占めており、チェーンソー等使用中の災害を防止するための対策の推進が求められる。

また、60歳代の労働者の災害発生割合が33.3%(全産業発生割合は18.4%)を占めるなど、他業種に比較して高年齢労働者の災害発生率が高い割合にあり、高年齢労働者の特性を踏まえた労働災害防止対策の推進が求められる。

オ 第三次産業

第三次産業における10次防期間中の死傷者数は、3,441人と、9次防期間中の同数(2,989人)に対し、15.1%増加した。

事故の型別でみると、「転倒」災害が全体の30%を占めており、次いで、「墜落・転落」災害が14.5%、「交通事故」が11.9%を占めている。

業種別にみると、小売業において「転倒」(転倒災害全体の27.8%)及び「墜落・転落」(墜落・転落災害全体の20.8%)災害が多発しているほか、その他接客娯楽業(ゴルフ場等)における「転倒」災害(転倒災害全体の29%)及び通信業(郵便局等)における「交通事故」(交通事故全体の30.1%)の発生が目立ってきており、これらの小分類別・事故の型別の災害発生傾向に応じた労働災害防止対策の推進が求められる。

(3) 事業場規模別発生状況と課題

10次防期間中の全産業別における事業場規模別の労働災害発生状況をみると、「労働者数1~9人規模」が29.5%、「同10人~29人規模」が28.4%、「同30人~49人規模」が13.9%と、「労働者50人未満規模」の中小規模事業場での災害が全体の71.8%を占めている。

また、平成17年に当局で実施した中規模製造業に対する自主点検結果においても、大規模事業場に比較し、平均災害発生率は2.4倍に達しており、着実な労働災害防止対策の推進には、中小規模事業場における労働災害防止活動の活性化が重要な課題となる。

(4) 年齢別発生状況と課題

10次防期間中の死傷災害において、高年齢労働者(50歳以上)の占める割合は、46%、60歳以上では18.4%を占め、全国平均を上回っている。

また、第三次産業においては、50歳代の労働者の被災割合が、林業においては60歳代の労働者の被災割合がそれぞれ3割を超える状況にあり、今後高年齢労働者のさらなる増加が見込まれることから、高年齢労働者の安全衛生対策の充実が重要となる。

(5) 特定災害別発生状況と課題

ア 機械に係る労働災害

10次防期間中における機械(木材加工用機械、金属加工用機械、一般動力機械)による労働災害は、全産業で約5分の1、製造業においては35.4%と、依然として高い発生率を示しており、死傷災害の減少、とりわけ製造業における災害を減少させるためには、機械災害の防止を重点とした対策の推進が必要である。

イ 交通労働災害

10次防期間中における死亡災害のうち、交通事故によるものは49人と、全体の31.8%を占め、最も多くなっている。

業種別では、運送業が19.7%、第三次産業が61.6%となっており、各事業場における交通労働災害防止のための安全管理体制の確立等の対策が求められる。

ウ 火災・爆発災害

10次防期間中においては、重大災害となる爆発災害が発生しているほか、化学工場プラントでの爆発災害に加え、改装工事中の火災災害等が発生している。

いずれの災害においても、事業者が当該物質等の危険性等に対する調査等を十分行っていなかったこと、作業員に対してそれらの情報が確実に伝達されていなかったこと等の原因が認められており、これらに対する再発防止対策等の周知・徹底が必要である。

2 労働者の健康確保を巡る状況と課題

(1) 第10次防の目標達成状況

10次防計画期間中のじん肺症の新規有所見者は129人(平成19年末)と、9次防期間中の新規有所見者数の336名からはほぼ半減し、粉じんによる健康障害を防止することを目的として進めてきた総合対策が一定の効果を挙げた。

一方で、死亡災害等の重篤な災害につながりやすい特定化学物質、有機溶剤による

中毒及び一酸化炭素中毒については、10次防期間中に鉛中毒を原因とする重大災害、有機溶剤を原因とする急性中毒事案が発生したほか、一酸化炭素中毒による死亡災害等が発生している。

また、作業関連疾患については、過重労働による健康障害や業務に起因する精神障

害を発症したとして労災請求が行われる事案も跡を絶たず、これら作業関連疾患の着

実な減少を図るまでには至っていない。

(2) 職業性疾病の発生状況等と課題

ア 過重労働による健康障害及び精神障害の発生状況等

県内の労働者の健康状況を一般定期健康診断結果でみると、平成14年に44.7%であった有所見者の割合が年々上昇傾向にあり、平成19年には48.3%と、3.6ポイント高くなっている。

これらの有所見者の内訳をみると、高脂血症、高血圧、血糖値等の生活習慣病及びその予備軍との疑いの高い所見を有する労働者の割合が高くなっている。

高脂血症等の基礎的な疾患を有する労働者に業務に起因することが明らかな過重負荷が加わると、脳・心臓疾患等を発症するリスクが急激に高まることが知られており、労働者の健康づくりに向けた対策及び過重労働等による健康障害を防止するための対策が重要となる。

また、職業生活等において強い不安、ストレス等を感じる労働者が半数以上に上っているほか、業務による心理的負荷を原因とする精神障害等に係る労災認定件数は年々増加傾向にあり、これら労働者のメンタルヘルス対策の推進が重要である。

イ じん肺の発生状況

県内のじん肺の新規有所見者数は、第4次粉じん障害防止総合対策期間(平成5年～9年)、第5次粉じん障害防止総合対策期間(平成10年～14年)においてそれぞれ627人、336人と概ね各期間ごとに半減している。

また、平成18年、平成19年の新規有所見者数は、いずれも25人台にまで減少しているが、全国の新規有所見者発生件数の約10%を占める状況にある。

業種別でみると、窯業・土石製品製造業、金属製品製造業で多発しており、作業別では、陶磁器等原料混合作業、岩石・鉱物・金属研磨作業等で多く発生している。とりわけ、県内の主要産業でもある窯業・土石製品製造業については、零細事業場かつ高年齢労働者も多いことから、作業環境改善のための設備投資や健康管理に対する意欲が低い事業場も少なくなく、新規有所見者の発生をなくすためにも引き続き粉じん障害防止対策の徹底に取り組む必要がある。

また、金属製品製造業においては、第6次粉じん障害防止総合対策期間中を通じ、毎年100名前後の管理区分の決定者を見ており、これらの事業場に多くみられる「金属研磨作業」、「アーク溶接作業」等について、今後対策を強化していく必要がある。

ウ 職業性疾病(じん肺を除く。)発生状況

10次防期間中の業務上疾病(じん肺を除く。)の発生状況は、平成19年に161件と増加をみたものの、依然として年間110件前後発生しており、近年はほぼ横ばいの傾向となっている。

これらの疾病の内訳をみると、その半数近くが負傷に起因する腰痛(いわゆる「災害性腰痛」となっている。

また、業種別でみると、製造業、運送業及び商業で災害性腰痛の多発をみており、これらの業種を中心とした腰痛災害防止対策の推進が求められる。

エ 化学物質等による健康障害の発生状況

化学物質等による職業性疾病は、10次防期間中の年間平均発生件数は5件で、その内訳をみると、有機溶剤中毒、一酸化炭素中毒等となっている。

また、石綿による肺がん及び中皮腫の労災認定件数は、平成17年度には11件であったものが平成18年度には21件と、急激な増加傾向をみせており、今後も石綿等を使用した建築物等の解体作業等の増加が見込まれることや過去に石綿等を扱う業務に従事した労働者の退職者数が増加すること等を考慮すると、石綿による健康障害のさらなる発生が懸念される。

オ 産業保健活動及び快適職場づくり等に係る状況

一般定期健康診断の有所見率が年々高まる中、所見が認められる項目のうち、血

中脂質等の生活習慣病につながりやすいとされる健診項目が高い有所見率を示すほか、県内の一定規模以上の事業場のうち約4割において何らかのメンタルヘルスに関する事案が発生した経験を有しているとの調査結果がみられるなど、労働者が健康かつ快適で働きやすい職場環境の形成が重要となっている。

これらの課題に対処するためには、事業場における産業保健活動の一層の活性化、快適職場づくりに向けた取組の促進が求められる。

3 安全衛生管理全般を通じた課題等

(1) 危険性又は有害性等の調査等(リスクアセスメント)及びそれに基づく対策の実施状況等

近年の生産工程の多様化等に伴い、事業場内の危険性又は有害性の要因が多様化し、その把握が困難になりつつあり、この状況に対応するためには、事業者が作業や作業環境等に内在する危険源を洗い出し、正しく評価することにより、それらのリスク(危険性)の低減を図っていく必要がある。

これら「事業場における危険性又は有害性等の調査等(リスクアセスメント)」の実施状況を当局において平成19年に実施した調査結果でみると、全体の約7割の事業場がリスクアセスメントの法定化を知っている一方で、その実施率は、「具体的な実施方法がわからない」、「人員的に困難である」こと等を理由として、50人規模の事業場においても約2割(準備中の事業場を含む。)にとどまっている。

長期的には労働災害は減少傾向にある中で、全体の7割近くの事業場がリスクアセスメントの努力義務化を認知しながらも、実際に取組を行っている事業場の割合が低いことは、依然として危険・有害な職場環境の改善が進んでいない事業場や、無災害が継続していても未だリスクを抱えた事業場が存在することを示しており、リスクアセスメントの定着・促進を一層進めていく必要がある。

(2) 企業等における「安全文化」の定着促進

労働災害は長期的には減少傾向にあるものの、依然として年間約1万1千人が新規に労災保険の受給を受けているほか、2,500人近い労働者が労働災害により4日以上 の休業を余儀なくされている。

また、これらの災害の内訳をみると、これまでも繰り返し発生している災害、いわゆる「在来型」の災害であることも少なくない。

これらの災害が発生する要因については、最近の景気回復による業務の繁忙化等により安全に関する人材の確保が困難となっていることや、いわゆる「2007年問題」に象徴される熟練労働者の大量離職等に伴う安全衛生等のノウハウの継承が不十分となっていること等から、事業場における安全と健康の確保に向けた労使一体となった活動が低調化しているとの指摘がみられる。

また、平成17年に実施した中小規模製造業を対象とした調査結果においても、災害発生率が高い事業場ほど経営者の安全衛生活動への関与の割合が低く、KY活動等を活用した自主的な安全衛生活動への取組割合が低いとの結果が得られている。

このため、経営トップ等が率先して職場における安全に対する意識や取組を再度確認し、安全管理活動の充実を図るとともに、労使が協力して安全衛生委員会の審議の活性化を図ることや、安全パトロールの充実強化等を促進するなど、企業内において働く者の安全と健康の確保が、企業の生産性を確保する観点からも最優先されるとの風土、いわゆる「安全文化」の確立と定着に向け、支援・指導等を強化する必要がある。

(3) 多様化する雇用形態等に対応した安全衛生管理体制の確立

近年、企業等においては就業形態の多様化が進展しており、パート・アルバイトや派遣、請負労働者等、非正規労働者が増加している。

これらの労働者は、直接雇用される事業者と実際に就労する作業場所が異なることも

少なくない上、作業者ごとの実際の作業経験等の差が大きいことから、特に製造現場等の危険な機械や有害な化学物質等を取り扱う作業場で就労する労働者に対しては、複数の事業者が協力して安全衛生管理や安全教育等を実施するなど、新たな安全衛生管理のあり方を確立し、運用していくことが求められる。

Ⅲ 計画の基本的姿勢等

上記の労働災害発生状況・課題を踏まえ、「労働災害全体を減少させるためのリスクの低減

対策の推進」及び「重篤な労働災害の防止対策の充実」を本計画の柱として、目標を設定し、計画的な施策の実施等による対策の的確な推進を図るものとする。

Ⅳ 計画の期間

平成20年度から24年度までの5か年とする。

Ⅴ 計画の目標

労働災害の防止並びに労働者の健康の確保及び快適職場の形成促進を図り、安全衛生水準の向上を期すため、下記の目標を設定する。

関係行政機関はもとより、事業者、労働者等においても、それぞれの立場で目標達成に向けて積極的に取り組むことが望まれる。

なお、平成24年までの間、これらの目標に向けた逐年における減少等を図る。

【目標】

- 1 死亡者数について、平成24年において、平成19年と比較して20%以上の減少を図ること。
- 2 死傷者数について、平成24年において、平成19年と比較して15%以上減少させること。
- 3 労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること。

【重点対策及びその目標】

本計画において特に重点とすべき行政施策、それを踏まえて事業場で実施される安全衛生対策等について、以下のとおり定める。

- 1 「危険性又は有害性等の調査等」について、作業内容等に即した具体的な実施方法の公表及びその普及、事業場内外の人材養成の促進等を図ることにより、その実施率を着実に向上させること。
- 2 化学物質における「危険性又は有害性等の調査等」について、化学物質等安全データシート(以下「MSDS」という。)等を活用することにより、その実施率を着実に向上させること。
- 3 機械災害の防止について、労働災害が多発している又は重篤度の高い労働災害が発生しているなどの機械の種類ごとの安全対策の充実を図ることにより、機械災害のさらなる減少を図ること。
- 4 墜落・転落災害の防止について、災害が多い足場、建築物における作業、荷役に係る作業等における墜落・転落災害防止対策の充実を図ることにより、これらの作業における墜落・転落災害のさらなる減少を図ること。
- 5 粉じん障害の防止について、トンネル建設工事、アーク溶接作業、金属等の研磨作業及び窯業・土石製品製造業に係る粉じん障害防止対策を重点とした総合的な対策を推進することにより、じん肺新規有所見者数の減少を図ること。
- 6 化学物質による健康障害の防止について、化学物質に係る有害業務における作業主任者の選任及び職務遂行の徹底、作業環境管理の徹底、安全衛生教育の促進を図るなどの必要な措置を講ずることにより、特定化学物質及び有機溶剤による中毒、一酸化炭素中毒等の化学物質による職業性疾病の減少を図ること。
- 7 労働者に対する健康診断について、労働者の自主的な取組を促進するとともに、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針(平成8年健康診断結果措置指針公示第1号)」に基づく措置を徹底し、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づく医療保険者が行う措置とも連携することにより、健康診断結果等に基づく健康管理措置の実施率の着実な向上を図ること。
- 8 メンタルヘルスについて、過重労働による健康障害防止対策を講じた上で、労働者一人ひとりの気付きを促すための教育、研修等の実施、事業場内外の相談体制の整備、職場復帰対策等を推進することにより、メンタルヘルスクエアに取り組んでいる事業場の割合を50%以上と

すること。

VI 目標達成に向けた労働災害防止対策の推進

1 自主的な安全衛生活動の促進に向けた対策

(1) リスクアセスメント等の導入の促進等

「危険性又は有害性の調査等」(以下「リスクアセスメント」という。)の普及促進を図るため、中小規模事業場や特定の業種等を対象とした「リスクアセスメントマニュアル」等を活用し、リスクアセスメントの定着を図る。

また、事業場におけるリスクアセスメントが効果的に実施されるよう、「全国安全週間」の説明会等を活用した企業の活動事例の紹介等による情報提供等を実施するとともに、事業場に対する個別指導の機会等を活用した個別的な支援等を実施する。

機械等の製造メーカー等に対しては、機械等製造時におけるリスクアセスメント指針等に基づく対策が確実に実施されるよう指導を行うほか、化学物質等を製造・取り扱う事業者における当該物質の譲渡時におけるMSDSの作成・交付の徹底を通じた危険性の調査の実施対策の徹底を図る。

(2) 労働安全衛生マネジメントシステムの活用等

リスクアセスメントの実施とともに、各労働災害防止団体等とも連携し、業種別労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進する。

また、労働安全衛生マネジメントシステムの実施等を要件とした「計画届の免除認定制度」の周知・活用を促すとともに、公共事業等の入札制度等における本制度への取組を積極的に評価する仕組みの導入についても、発注者会議等を通じた働きかけを引き続き行う。

(3) 安全衛生委員会等の活性化等の促進

企業等において、労働者の安全と健康の確保が最優先とされる「安全文化」が掲げられる風土作りに向けて、企業トップ等への働きかけを行うとともに、労使関係団体とも連携し、各種説明会や研修会等の機会を活用し、労使が一体となった「安全文化」の定着に向けた指導を推進する。

安全衛生委員会等におけるリスクアセスメントに関する事項等の審議や安全衛生に関する計画の策定・実施・評価・改善等の「安全サイクル」に関する審議の徹底等を通じ、安全衛生委員会の活性化を促進する。

また、労働災害事例等の情報をホームページ等を活用することにより広く提供し、事業者におけるこれらの情報を活用した労働災害防止対策等の充実を促すとともに、事業者団体、関係行政機関等の労働災害防止活動に向けた意識の高揚を図る。

2 死亡災害撲滅に向けた対策

人命尊重の基本理念の下、重篤な災害につながりやすい労働安全衛生関連法令諸条項の遵守徹底を最優先として指導等を実施する。

また、発生した災害については、原因の調査を実施するとともに、個別指導や集団指導、業界団体等に対する要請等の各種の機会を活用し、調査結果等を踏まえつつ、事業者

同種災害防止対策の徹底を図らせる。

また、死亡災害につながる危険の芽を事業者等が事前に摘み取ることができることが望ましいことから、「リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントシステム等の実施等による労使が一体となった自主的安全衛生管理体制の確立」に向けた取組が積極的に進められるよう、「安全衛生大会」や「全国安全週間」等の各種行事を通じた意識の高揚を図るとともに、労働災害防止団体連絡会議等の場を活用し、労使の積極的な取組への支援等を行う。

3 労働災害の大幅減少に向けた対策

(1) 災害多発作業等に着目した労働災害防止対策

ア 「はさまれ・巻き込まれ」災害防止対策等の推進

製造業を中心として「はさまれ・巻き込まれ」災害が多発していることから、機械等の設計・製造等を行う事業者及び機械設備等を使用する事業者に対し、以下の対策を推進する。

(ア) 機械の設計段階でのリスクアセスメントの実施の促進

機械等の設計・製造等を行う事業者に対しては、機械の設計・製造段階において、リスクの低減が行われるよう、「機械の包括的な安全基準に関する指針」(平成19年7月31日付け基発第0731001号。以下「包括安全指針」という。)の周知を図り、包括安全指針に基づくリスクアセスメントの実施の徹底を図る。

また、機械等の譲渡時におけるリスクアセスメントの結果を含む使用上の情報の提供を促進する。

(イ) 労働災害多発機械使用事業場に対する対策の充実

これらの機械設備を使用する事業者に対しては、機械設備の新設・変更時には、リスクアセスメントによる危険性の見積もりを行わせ、危険性の低減を図る。

特に災害が多発している一般動力機械のうち、食品加工用機械等については、「食品加工用機械の労働災害防止対策ガイドライン」「食品包装機械の労働災害防止対策ガイドライン」(平成7年4月7日付け基発第220号の2)の周知・徹底を図る。

また、動力プレス機械、木材加工用機械等を使用する事業場に対しては、「プレス事業場におけるリスクアセスメント入門マニュアル」等に基づくリスクアセスメントの実施の促進を図るとともに、「プレス災害防止総合対策」「木材加工用機械災害防止総合対策」に基づく機械の本質安全化等の措置の徹底を図る。

イ 「墜落・転落」災害防止対策の推進

「墜落・転落」災害による死亡災害が多発している建設業に対しては、木造家屋等低層住宅建築工事現場における「足場先行工法」の普及・定着を図るとともに、建築物の梁からの墜落災害等、これまで災害が多発している作業等については、法令で定められた措置が確実に履行されるよう指導を行う。

また、ビル工事等の中小規模建築工事現場については、「手すり先行工法」の普及・促進を進めるとともに、現場における安全管理体制の確立等について指導を行う。

「墜落・転落」災害による休業災害が多発している製造業、道路貨物運送業等に対し

ては、「運輸業等における荷役災害防止リスクアセスメントマニュアル」等を活用し、リスクアセスメントの普及・促進を図るとともに、事業場規模に応じた安全衛生管理体制の確立、安全パトロールやKY活動等の自主的安全衛生活動の促進により、災害防止の徹底を図る。

ウ 交通労働災害防止対策の推進

運転実態と労働災害発生との関係に関する調査結果を踏まえ、改正された「交通労働災害防止対策のためのガイドライン」について、種々の機会を捉え、周知・徹底を図る。

また、適正な走行管理が行われることが重要であることから、交通労働災害防止担当者の選任等による安全管理体制の確立を促進するとともに、「交通KYT」、「交通安全マップ」の活用等による自主的な交通労働災害防止活動の定着化を推進する。さらに、中部運輸局岐阜運輸支局及び岐阜県等の関係行政機関と連携を図り、交通労働災害防止対策の徹底を図る。

(2) 災害多発業種における労働災害防止対策

ア 製造業における労働災害防止対策の推進

(ア) リスクアセスメントの普及促進

リスクアセスメントの普及促進を図るため、「鋳物製造事業場におけるリスクアセスメントマニュアル」等の業種別リスクアセスメントマニュアル等を活用した指導等を行う。

また、事業場でのリスクアセスメント導入に向けた取組が積極的に図られるよう、「全国安全週間」等の説明会等を活用した活動事例等の紹介等による情報提供等を行うとともに、事業場に対する個別指導の機会等を活用した個別的な支援等を実施する。

(イ) 「機械の包括的な安全基準に関する指針」等の徹底

機械によるはさまれ・巻き込まれ災害が多発している業種である食料品製造業、木材・木製品製造業、窯業・土石製品製造業、金属製品製造業等を重点として、各種総合対策に基づく機械の本質的安全化を推進するとともに、「包括安全指針」及び「食品加工用機械の労働災害防止ガイドライン」等の機械別災害防止マニュアル等に基づく対策の徹底を図る。

(ウ) 就業形態の多様化等に対する対応

派遣・請負労働者等が混在する作業における労働災害の発生を防止するため、元方事業者による作業間の連絡調整等の措置の徹底及び「製造業の元方事業者による総合的な安全衛生管理の指針」(平成18年8月1日付け基発第0801010号)等に基づき、総合的な安全衛生管理体制の確立を図る。

また、派遣労働者の労働災害を防止するため、派遣元・派遣先双方に対し、労働安全衛生関連法令等の周知・指導を行い、事業者として講ずべき措置の徹底を図る。

(エ)事業者団体等との連携

事業者団体等の自主的安全衛生意識の高揚及び安全管理水準の向上を図るため、製造業における労働災害防止対策の推進に当たっては、(社)岐阜県労働基準協会連合会及び各地区労働基準協会との連携を強め、事業主団体等による自主的な労働災害防止活動の促進を図る。

イ 建設業における労働災害防止対策の推進

(ア)元方事業者による統括管理の充実

重層的な請負構造がみられる建設業における労働災害を防止するため、引き続き、「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」(平成19年3月22日付け基発第0322002号。以下「建設業総合対策」という。)等に基づき、店社・現場が一体となったリスクアセスメント活動の推進、工事現場における元方事業者による統括安全衛生管理の実施、関係請負人を含めた自主的な安全衛生活動の推進等を図る。

(イ)専門工事業者の安全管理能力等の向上

建設業総合対策等に基づき、工事現場における請負事業者が実施すべき事項の徹底を図るとともに、専門職種別のリスクアセスメントマニュアル等の活用等により、リスクアセスメントの普及・促進を図る。

(ウ)発注者による安全衛生への配慮の促進等

建設工事の発注者による安全衛生の配慮の促進等として、施工時の安全衛生確保に配慮した発注時期・工法の選定等について発注機関連絡会議等の場を通じ、指導等を行うとともに、発注者における請負事業者の資格審査等に当たり、労働安全衛生マネジメントシステム等の自主的安全衛生管理活動の積極的な評価が行われるよう働きかけを行う。

(エ)墜落・転落災害防止対策等の強化等

木造家屋等低層住宅建築工事については、墜落・転落災害を防止するため、建設業総合対策に示された現場での措置の徹底、足場先行工法の定着を図るとともに、頻発する木材加工用機械による切れ・こすれ等の災害の防止対策を推進する。

また、中小規模建築工事を中心に、足場等からの墜落・転落災害を防止するため、手すり先行工法の徹底を図るとともに、足場等からの墜落・転落災害防止対策の充実・徹底、建築物の梁・スレート屋根等からの墜落・転落防止対策の充実・促進に努める。

建設機械災害防止対策として、クレーン機能付きドラグ・ショベルの一層の普及、危険検知システムの工事現場への普及、転倒時等の運転者防護措置の導入等を促進する。

加えて、土砂崩壊災害防止対策として、土止め先行工法の定着を図る。

特に、中小地場総合工事業者の現場においては、災害発生率が高くなる傾向がみられること等から、建設業労働災害防止協会岐阜県支部とも連携し、「地場店

社指導力向上事業」等の各種事業、安全衛生教育の実施に対する支援等を行うとともに、建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)の導入促進に努める。

ウ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策の推進

(ア) 交通労働災害防止対策の推進

改正された「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底等を図り、適正な走行計画の策定・遵守、過労運転の防止等の健康管理の実施等を促進する。また、これらの対策には荷主等の理解が不可欠なことから、発注条件の適正化等の促進に努める。

(イ) 荷役作業に係る墜落・転落災害防止対策の強化

荷役作業時における墜落・転落災害や荷役機械等による災害を減少させるため、「運輸業等における荷役災害防止のためのリスクアセスメントマニュアル」等を活用し、リスクアセスメントの普及・定着を促進する。また、荷役運搬作業等の安全化を促進するため、陸上貨物運送事業労働災害防止協会岐阜県支部とも連携し、「陸運業労働安全衛生マネジメントシステム」の導入促進等、各種事業の展開等を通じた自主的安全衛生活動の活性化を図る。

エ 林業における労働災害防止対策の推進

林業・木材製品製造業労働災害防止協会岐阜県支部及び岐阜県等とも連携し、林業現場におけるリスクアセスメントの進め方等の業種別マニュアルを活用し、リスクアセスメントの実施の定着を図る。

また、風倒木等の処理時等かかり木の伐採処理時における災害を防止するため、「かかり木の処理作業における労働災害防止のためのガイドライン」(平成14年3月28日付け基安安発第0328001号)等の周知・徹底を図るとともに、チェーンソー及び刈払機による災害を減少させるため、「チェーンソー取扱い作業指針」等の徹底を図る。

オ 第三次産業における労働災害防止対策の推進

(ア) 労働災害多発業種等の対策の推進

転倒災害等の休業災害が多発している卸小売業、旅館業、ゴルフ場等に対しては、リスクアセスメントの普及を図るとともに、業種別の労働災害防止ガイドラインやモデル安全衛生規程等の積極的な活用等が図られるよう、その普及促進を図る。

(イ) リスクアセスメントの実施促進

(社)日本安全衛生コンサルタント会岐阜県支部、事業者団体等とも連携を図り、中小規模事業場等を中心とした個別事業場への外部診断の受診の勧奨、事業や業種別リスクアセスメントマニュアル等の活用等による指導等により、その定着・促進を図る。

(ウ)交通労働災害防止対策の推進

交通労働災害が多発傾向にあることから、規模に応じた安全管理体制の確立、適正な労働時間の管理及び過労運転の防止のための健康管理等を含め、改正された交通労働災害防止ガイドラインの周知・徹底を図る。

4 労働者の健康確保対策の推進

(1) 職業性疾病等の予防対策

ア 粉じん障害防止対策

じん肺の新規有所見者が多数発生している窯業・土石製品製造業及び新規有所見

者が毎年発生している金属製品・一般機械器具製造業、トンネル建設工事業等を中心として、平成20年度から始まる「第7次粉じん障害防止総合対策」に基づき、粉じん障害の実態を踏まえた総合的な対策を推進する。

特に、新規有所見者が多数発生している窯業・土石製品製造業及び金属製品・一般機械器具製造業を中心としたアーク溶接作業、金属研ま作業については、作業環境測定結果等に基づく作業環境の効果的な改善等による粉じんばく露低減対策を推進するとともに、じん肺健康診断の確実な実施及び呼吸用保護具の着用の励行等の対策を進める。

また、金属製品・一般機械器具製造業、トンネル建設工事業については、改正された粉じん障害防止規則等に基づく措置の徹底のために必要な指導を行う。

特に、トンネル建設工事については、工事に従事する労働者への粉じんばく露を防止するため、効果的な換気の実施、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」(平成12年12月26日付け基発第768号の2)に示された作業環境測定及びこの測定結果に基づく換気装置の風量の増加等必要な措置の実施、コンクリート等を吹き付ける場所における作業等での電動ファン付き呼吸用保護具の使用の徹底を図る。

イ 職業性疾病(じん肺を除く。)防止対策

腰痛の多発している道路貨物運送業等を中心として、災防団体等が実施する会議等の機会を活用し、引き続き「職場における腰痛予防対策指針」(平成6年9月6日付け基発第547号)等に基づく腰痛対策の効果的・効率的な周知・徹底を図る。

振動障害の防止のため、「騒音障害防止のためのガイドライン」(平成4年10月1日付け基発第546号)に基づく作業環境管理等の徹底を図るとともに、振動工具の振動レベルに応じた作業時間基準に基づく作業管理等を含めた振動障害防止対策の普及促進に努める。

熱中症の予防については、熱中症が多発する時期等を重点とした対策の徹底を図る。

VDT作業における健康障害防止のため、「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」(平成14年4月5日付け基発第0405001号)の周知徹底に努める。

ウ 化学物質等による健康障害対策

(ア) 石綿障害予防対策

建築物の解体作業等における石綿ばく露防止対策については、解体等の作業を行う事業者等に対する指導等を行い、石綿障害予防規則等に基づく措置の徹底を図ることに加え、問題が認められる現場等を特定するなどにより、効果的・効率的な監督指導等を実施する。

また、石綿の全面使用禁止について、広く周知を図る。

併せて、過去に石綿を取扱う業務に従事していた労働者の健康管理の充実を図るため、種々の機会を通じ、石綿に係る健康管理手帳制度の周知に併せ、拡充された交付要件の周知等に努める。

(イ) 化学物質等による労働災害の防止対策

MSDS等を活用し化学物質に係る「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」の普及・促進を図るとともに、「化学物質等の危険有害性表示制度」の定着・促進により、事業場における化学物質等の適正な取扱いを徹底する。

また、特定化学物質、有機溶剤、一酸化炭素等による健康障害を防止するため、作業主任者の選任と職務の励行、法令等に定められた設備等の設置・管理、作業環境測定の実施及び特殊健康診断の完全実施並びに事後措置の徹底を図る。

併せて、廃棄物焼却施設解体工事等におけるダイオキシン類ばく露防止対策を推進する。

さらに、発がん性の恐れのある物質等については、「有害性ばく露作業報告制度」等に基づく国による必要な調査等を実施するために必要な情報等の収集に努めるとともに、その結果を踏まえた健康障害を防止するための対策について、必要な周知・指導を行う。

(2) 過重労働による健康障害防止及びメンタルヘルス対策

ア 過重労働による健康障害防止対策

(ア) 長時間労働の抑制

長時間にわたる過重な労働は、疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、かつ、脳・心臓疾患の発症との関連性が強いとの医学的知見を踏まえ、長時間にわたる過重労働を行わせないよう「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」の一部改正について」（平成20年3月7日付け基発第0307006号）等に基づき、時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進等が図られるよう、必要な指導等を行う。

また、過重労働により業務上の疾病等が発生した場合には、発生原因等の調査等を行うとともに、再発防止等を図る。

さらに、事業場における労使一体となった長時間労働の防止に向けた取組の促進を図るため、「はつらつ職場づくり推進会議」等を通じた機運の醸成を図る。

(イ) 面接指導の徹底等

長時間労働が発生し、疲労の蓄積が認められる者に対し、すべての事業場において医師による面接指導が実施されるよう、産業医の選任義務を有する事業場における面接指導の徹底を図るとともに、産業医の選任義務のない労働者数50人未満の事業場に対しては、面接指導が適切に実施されるよう、必要な指導等を行うほか、地域産業保健センターに設置される相談窓口の活用を勧奨する。

イ メンタルヘルス対策

(ア) 相談体制の整備

職場における相談体制を強化するため、事業場において事業場内の管理監督者や産業保健スタッフに対し、部下のメンタルヘルス不調についての気付き、職場環境等の把握と改善及び相談対応、個人情報保護、うつ病等の早期発見・早期治療に係る教育、研修を促進することによる事業場内相談体制の整備を図る。

(イ) 事業場外資源との連携の促進

岐阜産業保健推進センター及び各地域産業保健センター等におけるメンタルヘルスに関する相談窓口について、種々の機会を捉えて活用促進を図るとともに、岐阜地域産業保健センターが実施する「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」について、小規模事業場等への利用勧奨等、必要な支援等を行う。

また、岐阜県等地域保健関係行政機関とも連携し、メンタルヘルスに係る事業場外資源に関する情報等の収集に努めるとともに、その周知等に努める。

(ウ) 職場復帰のための対策等の推進

「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」等の周知、活用の促進を図るとともに、必要に応じ、事業場外における相談窓口の活用等の勧奨等に努める。

また、労働者の自殺予防対策については、岐阜県とも連携し、「職場における自殺の予防と対策」等を活用し労使の意識の啓発を図るとともに、地域・職域におけるメンタルヘルスへの取組と併せた対策の推進を図る。

(3) 労働者の健康づくり及び快適職場形成の推進

ア 産業保健活動の活性化

(ア) 産業医、衛生管理者等の的確な選任の推進

事業場における産業保健活動の活性化を図るには、その中核となる産業医、衛生管理者等の産業保健スタッフが事業場において適切に選任され、必要な権限等が付与されることが肝要であることから、各種指導の機会等を通じ、的確な産業保健スタッフの選任が行われるよう、その徹底を図る。

(イ) 産業保健活動の充実

常時使用する労働者が50人未満の事業場(以下「小規模事業場」という。)にあっては、定期健康診断の実施率が低い等の問題がみられることから、健康診断の実施を徹底するとともに、各地域産業保健センター等とも連携し、事後措置等の定着を図る。

さらに、岐阜産業保健推進センターと連携し、衛生管理者等の産業保健スタッフ

等に対する相談、情報提供等を通じ、その専門性の向上を図るとともに、事業場における定期健康診断結果等に基づく事後措置の徹底等の産業保健活動への取組等を支援する。

併せて、心身両面にわたる健康づくりの促進を図るため、改正された「労働者の健康保持増進のための指針」(昭和63年健康保持増進のための指針公示第1号)の周知を図るとともに、「THPデモンストレーション事業」の利用促進に努める。

メタボリックシンドローム(代謝症候群)に着目した生活習慣病の予防、労働者のストレス等を原因としたメンタルヘルス不調の防止等産業保健をめぐる課題が多様化していることから、(社)岐阜県医師会、岐阜県等と連携し、医療専門家との連携の強化、地域・高齢者医療サービスの効果的な活用等により、労働者の健康管理の促進を図る。

イ 快適職場づくり対策

就業形態の多様化、労働力人口の高齢化等が進む中で、様々な労働者が快適で働きやすい職場環境の形成を進めることは、労働者の生産性の向上等に寄与するのみならず、労働者のストレス等の低減による心身の健康保持の観点からも重要と考えられることから、岐阜快適職場推進センターとも連携し、快適職場推進計画の策定の促進を図る。

また、受動喫煙による労働者の健康障害を防止するため、「職場における喫煙対策防止ガイドライン」等に基づく快適職場づくりへの取組を支援する。

5 安全衛生管理対策の強化等

(1) 中小規模事業場対策の推進

10次防期間中の死傷災害の約7割近くが小規模事業場で発生しており、中規模製造業における平均災害発生率は大規模事業場に比べ2.7倍に達しているなど、着実な労働災害の減少を図るためには、中小企業におけるリスクアセスメントの推進、安全衛生管理体制の確立、労働者の心と体の健康づくり対策の促進等の自主的な安全衛生活動の推進を図る必要がある。

このため、小規模事業場等団体安全衛生活動支援事業(通称「たんぽぽ事業」)等の実施を通じ、小規模事業場における基本的な安全衛生対策の実施、ノウハウの蓄積等のための集団的な取組に対する支援等を行う。

また、労使が一体となった労働災害防止活動を推進する観点から、労災防止指導員の効率的・効果的な活用を図ること等により、安全衛生管理水準の向上に向けた取組を支援する。

さらに、労働災害事例集等の作成、ホームページ等の活用により、労働安全衛生情報等の提供を進め、これらの情報を活用した自主的な安全衛生活動の促進に努める。

併せて、「岐阜県産業安全衛生大会」等の開催を支援すること等により、自主的な安全衛生活動推進に向けた機運の醸成等に努める。

(2) 就業形態の多様化等に対する対策

ア 雇入れ時の安全衛生教育の徹底

派遣労働者、請負労働者等に係る労働災害の発生を防止するため、各種指導等の機会を活用し、新規雇入れ時教育や作業内容変更時の危険・有害性に係る安全衛生教育の徹底を図る。

イ 製造業の元方事業者による作業間の連絡調整等の徹底

製造現場における請負労働者等の混在作業場における労働災害を防止するため、元方事業者による作業間の連絡調整等及び「製造業の元方事業者による総合的な安全衛生管理の指針」等に示された措置の実施を図る。

また、派遣労働者の労働災害を防止するため、職業安定行政とも連携し、各種指導等の機会を通じて派遣元・派遣先双方に対し、労働者死傷病報告の提出義務等関係法令の周知・指導を行い、労働安全衛生法上の措置の徹底を図る。

(3) 高年齢労働者対策の推進

県内においては、高年齢労働者の災害発生割合が高いことや、今後定年年齢の引上げ等による高年齢労働者の就労機会が拡大することが見込まれることから、以前にも増して、高年齢労働者に対する安全と健康の確保が求められていることを踏まえ、岐阜快適職場推進センターとも連携し、高年齢労働者の身体的機能に配慮した作業方法の改善等の事例等の収集・提供等を通じ、高年齢労働者が働きやすい職場環境の形成を促進する。

6 労働災害防止団体等との連携等

(1) 労働災害防止団体等の活動の強化

事業場における自主的な安全衛生活動の促進を図るためには、各労働災害防止団体及び関係団体等(以下「労働災害防止団体等」という。)による活発な活動が効果的であることから、引き続き労働災害防止団体等との連携を図り、会員事業場等の動向・要望等を踏まえつつ、効果的な労働災害防止活動、安全衛生教育の実施等が図られるよう、安全衛生情報の提供等の必要な支援等を行う。

また、労働災害防止団体等が構成業種等の実態を踏まえ行う業態別小集団活動やリスクアセスメントの普及・促進研修会の実施等、中小規模事業場の自主的な安全衛生活動の活性化に配慮した自主的な取組の活性化を、引き続き促進する。

(2) 関係行政機関等との連携

交通労働災害防止対策においては、中部運輸局岐阜運輸支局及び岐阜県警察本部、石綿対策については、岐阜県、岐阜市等の地方公共団体との連携を密にした施策の推進が効果的・効率的であることから、引き続きこれら関係行政機関との連携を図る。

また、生活習慣病対策の予防対策等を含めた労働者の心身両面にわたる健康づくりの観点から、地域保健等において提供される支援策等を活用することが求められていることを踏まえ、「ヘルスプランぎふ21」等への参画等を通じ、(社)岐阜県医師会、岐阜県、県内圏域保健所等との連携を図る。

(3) 各対策の計画的な実施等による的確な対策の推進

最近の行政においては、計画的な行政の推進が求められつつあることを踏まえ、各種対策の進捗状況、成果、目標の達成状況等について、評価を行うとともに、具体的な施策の展開に当たっては、その結果に基づく対策の内容・手法等について適宜見直しを行う。